



「経審で認める技術者は決算日前3カ月ではなく6カ月以上の常時雇用者に限るが、高齢者で継続雇用制度の対象者については雇用期間限定でもOKとする」「個人が施主の民間工事では先払い金が過大にならないよう出来高に応じた部分払いを明記させる」…と7/26の中建審・総会で決まりました。今回は建設工事標準請負約款の改正の一部についてお知らせします。

「年金を貰える60才になつたが年金の月額と届け出た一月当たりの給与額の合計が28万円を超えると在職老齢年金が一部か全部支給停止になるらしい…年金を満額貰うために働く日数を減らして給与額を低くしたいが厚年の保険料は4カ月後からしか下がらないという…何かいい方法は…?」との相談がありました。日給を含む基本給等の固定的賃金の変動があった時、その後3カ月平均で標準報酬月額で2等級以上

技術者は6月中建審決の最新中建田定情報②

以上勤務を…



この約款には①公共工事の約款②大規模民間工事を対象とした民間工事の約款(甲)③個人を対象とした民間工事の約款(乙)④公民問わず元下契約を対象とした下請契約の約款…の4つがありますが、まず共通の事項と

しては紛争が生じる前に調停人の活用が可能に。次に①では

相手方が暴力団等の場合の解除権を新設し、下請・資材契約で相手が暴力団等との関係があると知りながら取引した時も発注者は契約解除可能にし、②③④の約款への導入も今後検討する予定です。

の差が生じれば、4カ月目から保険料が変わります(月変)。給与は減ったのに3カ月間は前の保険料…。この問題が9月1日から解決しそうです。従来、60~64才の年金受給権者が定年を迎えたが継続して

再雇用された場合に限ってその月から標準報酬月額を変えていましたが、高齢者の雇用を支援する目的で、①定年前に退職し継続再雇用②定年制のない会社で退職後継続再雇用等でもこの月変の特例

が使える事に!!

